

防災基本計画修正（令和2年5月）の概要

- **防災基本計画**・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害リスクととるべき行動の理解促進
 - ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
 - ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進
 - ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
- 河川・気象情報の提供の充実
 - ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
- 災害廃棄物処理体制の整備
 - ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知
- 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
- 自然災害即応・連携チーム会議の開催
 - ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害に慣れていない自治体への支援の充実
 - ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
 - ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
 - ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施
- 長期停電・通信障害への対応強化
 - ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
 - ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進
 - ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
 - ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有
- 被災者への物資支援の充実
 - ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
 - ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置
- 無人航空機を活用した情報収集
- 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進